

2 地方税制の動き（平成30年度）

(1) 税制改正の方針

平成30年度の税制改正は、地方消費税の清算基準について、税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を歪める不合理な見直しが行われた。また、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人住民税の基礎控除等が見直されたほか、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、たばこ税の税率引上げ等の見直しなどが行われた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成30年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 地方消費税

清算基準の見直し(平成30年4月1日以後の清算に適用)

指 標		割 合	
		改正前	改正後
消費指標	小売年間販売額	75%	50%
	サービス業対個人事業収入額		
消費代替指標	人口	17.5%	50%
	従業者数	7.5%	(廃止)

※以下の業種等に係る額を除外する。

(小売年間販売額)

- ・ 「百貨店」、「家電大型専門店」、「自動販売機による販売」等

(サービス業対個人事業収入額)

- ・ 「建物売買業」、「不動産管理業」、「医療、福祉」等

イ 個人住民税

基礎控除の見直し

- ・ 所得税における給与所得控除及び公的年金等控除の額を10万円引き下げる等の見直しと併せて、控除額を43万円(改正前33万円)に引き上げる。
- ・ 合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて、控除額を段階的に引き下げ、2,500万円超は適用外とする。

※ 令和3年度(2021年度)分以後適用

ウ 固定資産税・都市計画税

(ア) 土地に係る負担調整措置について、平成30年度から令和2年度(2020年度)までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の仕組みを継続する。

(イ) 以下の要件を満たす一定の機械・装置等に係る固定資産税について、最初の3年間、課税標準の特例割合をゼロ以上価格の2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定めるものとする。

- ・ 市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ中小企業者等の先端設備等導入計画に記載されたもの
- ・ 生産性向上特別措置法の施行の日から令和2年度(2020年度)末までに取得されたもの

(ウ) 特定生産緑地について、生産緑地と同様に農地評価とする。

(エ) 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を、令和2年(2020年)3月31日まで2年延長する。

(オ) 新築の住宅及び認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置を、令和2年(2020年)3月31日まで2年延長する。

エ 不動産取得税

(ア) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置について、令和2年度(2020年度)末まで3年延長する。

(イ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、令和2年度(2020年度)末まで3年延長する。

オ 地方たばこ税

(ア) 紙巻きたばこに係る税率（千本当たり）の段階的引上げ

	改正前	改正後		
		平成30年10月1日	令和2年（2020年） 10月1日	令和3年（2021年） 10月1日
国計	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
国	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
地方計	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円

※ 国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円引上げ

(イ) 加熱式たばこの課税方式の見直し

- ・ 新たに「加熱式たばこ」の課税区分を設ける。
- ・ 紙巻きたばこの本数への換算について、重量に基づく換算方法を見直した上で、小売価格に基づく換算方法も併せて導入する。
- ・ 平成30年10月から5年間で段階的に見直す。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成30年度においても継続する。

固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額する措置を令和2年度(2020年度)まで継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置を、令和2年(2020年)3月31日まで2年延長する。

(2) ウ (イ)において市町村の条例で定めることとされた固定資産税の課税標準について、特例割合をゼロとする。

(4) 平成30年度東京都税制調査会答申の概要

平成30年10月26日、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）は「平成30年度東京都税制調査会答申」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

3年間で1期とする都税調において、平成30年度は第7期の初年度にあたる。平成30年度は、平成31年度税制改正における、国が都市の財源を狙い撃ちした「新たな偏在是正措置」を検討していたことを踏まえ、地方法人課税における「偏在是正措置」について重点的に論点を整理した。また、東京だけでなく地方も含めた日本全体の持続的成長を実現するための地方税財政制度のあり方について提言した。

以下、今年度の審議の成果をまとめた答申の概要を紹介する。

ア 税制改革の視点

(ア) 我が国の将来を見据えた分権改革

- 2040年頃を高齢化のピークとする我が国の少子・高齢化、人口減少の問題は、これまでの人口増加を前提とした社会システムを根底から変革する必要があるという意味においても、重大な危機
- 将来にわたって東京都もそれ以外の地域も活力を維持し、更に発展していくためには、それぞれの地域がその個性と強みを発揮し、互いに高め合いながらの「共存共栄」を可能とすることが最適な解決策

c 地方自治体には、社会保障分野をはじめ将来にわたって必要な行政サービスを提供していくことが求められており、地方の役割に見合った税財源の拡充を実現していくことが極めて重要

(イ) 財政の持続可能性の確保

行財政運営を絶えず見直すことにより、歳出全般にわたる効率化を進めるとともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しを行うことも必要

(ウ) 地方税体系のあり方

a 地方自治体が必要なサービスを十分かつ安定的に提供できるよう、社会保障の全体像を見据えた上で、地方税の更なる充実などにより、地方税収の割合を一層高めるとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき

b 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税することが望ましい。また、所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた税体系を構築することが重要

(エ) 時代の変化に対応した税制度の構築

a 少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制の実現に向け、社会保障制度を安定的に持続させるためには、受益と負担のバランスを含めた制度のあり方について本質的な議論を十分に行った上で、税と社会保険料を合わせた負担のあり方などについて総合的に検討すべき

b 環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要

(オ) 我が国の持続的成長のために

a 日本全体の持続的発展の実現のためには、東京を含む各地域がそれぞれの役割を果たし、個性と強みを発揮して更なる活力向上に取り組むことが重要

b 国は、「地方法人課税の偏在是正」を掲げ、地域間での財源の奪い合いの構図へと誘導するかのような措置を検討しているが、このようなその場しのぎの対症療法は我が国の諸課題の本質的な解決にはつながらない

c 我が国の国際競争力を強化し、全ての地方自治体が直面する課題を克服するためには、地方分権の推進とその裏付けとなる地方税財源の拡充こそが、日本の将来を見据えた本質的な改革として進められていくべき

イ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

(ア) 地方法人課税の意義

地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要

(イ) 税源の偏在是正

a 平成28年度税制改正で、消費税率（国・地方）の引上げ及び地方法人税率の引上げに合わせて、地方法人特別税・同譲与税の廃止、法人事業税への復元が決定されたことに鑑みれば、10年に及ぶ一連の暫定的な偏在是正措置は、これをもって終結したとみるのが妥当

b 法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する

c 国の偏在是正措置は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない

(ウ) 分割基準のあり方

a 法人の事業活動規模を最も的確に表す指標は付加価値。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり簡便な基準

b 財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせる

(エ) 法人実効税率のあり方

地方法人課税は行政サービスを受ける法人に課税され、他の基幹税とともに地方の財政需要を賄っている。国の政策に基づく法人実効税率の引下げは国の責任で対応するべきであり、地方財政に影響を及ぼすべきではない

(オ) 法人事業税の外形標準課税

外形標準課税の適用基準については、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模及び活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討するべき

ウ 環境関連税制

(ア) グリーン化に向けた取組

- a 世界的な環境意識の高まりの中で、環境保全に取り組むことが新たな成長をもたらす道筋ともなり、環境技術水準の向上及びイノベーションを促すことが持続可能な社会の発展につながる
- b 税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠

(イ) 「地球温暖化対策のための税」の将来像

- a 諸外国と比較して日本の税率水準は極めて低い。人々の行動・投資を低炭素なオプションに転換させるために、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべき
- b 税収については、幅広い使途に活用できる仕組みとすべき。地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税収を適切に配分すべき

(ウ) 自動車関連税のあり方

- a 持続可能な社会を実現するためには、車体課税をより積極的に環境関連税制として位置付けることが効果的。我が国においても、欧州諸国と同様に、保有段階でもCO₂排出量の要素を取り入れた課税の導入を急ぐべき
- b 税制のグリーン化の進展により、自動車関連税収は大幅に減少しており、地方自治体にとっては今後その充実確保が重要な課題となる
- c 今後は、電気自動車の普及など将来の自動車をめぐる様々な状況の変化を見据え、中長期的な視点から自動車関連税改革を検討すべき

エ 地方財政調整制度等における諸課題

(ア) 地方財政調整制度

地方税財源の拡充、安定的な地方税体系と合わせて、税収の規模及び増減にかかわらず地方自治体間の財源の不均衡が的確かつ十分に調整されるよう、地方交付税制度の充実を図るべき

(イ) 地方自治体の基金

- a 地方自治体の基金残高の増加は、各地方自治体における年度間調整の取組の現れであり、その自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき
- b 地方全体として基金の残高が増加していることを捉えて、地方財政に余裕があるかのような議論や、地方の財源を削減するような議論は、合理的な理由及び根拠がない。不交付団体の基金残高の増加を理由に新たな偏在是正措置を行おうとすることは短絡的な発想

(ウ) ふるさと納税

「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき

(エ) 東京における財政需要

東京が抱えている大都市特有の膨大な財政需要に確実に対応していくためには、地方自治体の財政基盤を安定的かつ持続的に支える地方税財源の拡充が不可欠であり、実現に向けて税制改革を進めていくべき